

沖縄県後期高齢者医療広域連合例規審議委員会規程

〔平成19年8月15日〕
訓令第8号

(設置)

第1条 例規の制定その他例規に関する重要な事項を審議するため、沖縄県後期高齢者医療広域連合例規審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会の審議に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例、規則又は訓令の制定又は改廃に関する事項
- (2) その他例規について沖縄県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が命じた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長に、事務局長を、副委員長に総務課長をもって充てる。
- 3 委員は、常任委員及び非常任委員とし、職員のうちから広域連合長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときその職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長が委員会に出席できないときは、委員長が指名する委員が会議の議長となる。
- 4 常任委員は、常に委員会の会議に出席するものとする。
- 5 非常任委員は、委員長の指名を受けたときに委員会の会議に出席するものとする。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。